

JAB PN200-2007 (D3) へのパブリックコメント (JAB MS200 との共通事項) 及び処置

JAB PN200-2007 (D3) へのパブリックコメント							JAB MS200-2007 での処置	
コメント No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)	条項 No.
1	JFARB	1	2	T	すべての機関に、2.2 と、2.3 が等しく適用される表現をしているので変えたほうが良い。	「...が、2.2 及び該当する機関にあっては 2.3 に示す認定基準に基づく・・・」としてはどうか。	△：「2.2 及び 2.3 に示す該当の認定基準」に修正します。また、1., 3., 4.2, 4.3, 5.3.2, 11.11.2, 12.4.1 についても同様の表現に変更します。	1., 3., 4.2, 4.3, 5.3.2, 11.11.2, 12.4.1
2	JFARB	3.4	8	T	内部品質管理	内部品質監査ではないのか。	×：原案の「内部品質管理」は、JIS Q 17011 の 3.18 項「サーベイランス」の定義に規定されている用語を変更なく採用したものであり、これを踏まえて原案のとおりとします。なお、参考のため、ISO/IEC 17011 原文では、「internal quality control」の用語が使用されています。 (MS200-2007 パブリックコメント No.5 参照)	3.4
3	JFARB	3.19 4.5 9.1.2	1 1 1	G、Q	認定の授与日、認定授与の決定日、認定授与の発効日とあるが同一日か。	もし同一ではないとすると、3.19 の認定周期と 4.5 の認定の有効期間がズレることになり、混乱するのでは？	回答：認定の授与日、認定授与の決定日、認定授与の発効日は同一日を示しています。なお、用語の統一を図り、4.5 で使用している「認定授与の決定日」及び 9.1.2 で使用している「認定授与の発効日」を「認定の授与日」に変更します。 (MS200-2007 パブリックコメント No.9 参照)	4.4, 9.1.2

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

JAB PN200-2007 (D3) へのパブリックコメント							JAB MS200-2007 での処置	
コメント No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)	条項 No.
4	JFARB	4.8	7	T	e) 認定範囲、がこの項にあって良いのか。	e) は 4.8 から削除すべきではないか。	×:同項目は、JIS Q 17011 の 8.1.2 項 e)「認定範囲」の規定を変更なく採用したものです。認定範囲に関する変更の通知とは、認定範囲の拡大の申請、認定範囲の縮小の依頼に係る通知を意図しており、JIS Q 17011 と同様に、4.8 項「機関における重要な変更の通知」の中に示されることが適当です。	4.7 e)
5	OISC 環境審査部長 中西徳郎	8.3.1 (関 連) 11.7 12.9	3	T	改定案では削除された右記の箇所を復活する。 理由: 11.12.2 項、15.2.1 項 b) により、機関は期限日までに認定継続の確認を受けなければ、認定の一時停止となりますが、認定審査チーム側に遅延があった場合、不利な扱いを被ることになります。従って、8.2.1 項と同様に期限を設定することが認定審査の公平性の担保のために必要でしょう。	追跡調査の実施決定について今回の改訂案では、下線部を削除するとなっているが、本箇所は R200-2006 および CP200-2006 改訂時に追加されたものであり、復活させる。 機関の回答が十分なものでないと判断した場合、 <u>機関からの回答受領後 15 稼働日以内に申請機関に追加の情報及び/又は講じられた処置を効果的に実施した証拠を要求し、更なる追跡調査を実施する。</u>	×: 機関による不適合への回答及び本協会による当該回答のレビューについては、不適合の数や内容等に応じてケースバイケースであり、8.2.3「特定された不適合への回答」と同様に具体的な日数を規定することは実際的でないことから、原案のとおりとします。なお、認定審査期限に係るご懸念について、15.2.1 b)及び 15.2.2 b)では、「認定委員会が別に指示する場合を除き」としており、認定審査チームの対応に起因する遅延を含め、認定委員会の指示に基づき適切な処置を講じることを意図した規定としております。 (MS200-2007 パブリックコメント No.26 参照)	8.3.1

注: コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。